

# 令和7年度 沖縄県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修 募集要項

※令和3年度より新設された研修です。募集要項をよくご確認の上、お申込みください。

※令和元年度、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修体系の見直しがありました。  
厚生労働省の「相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修制度の見直しについて」の資料を確認の上、お申込みください。

研修が全てオンラインになります。

下記事項をご了承のうえ、お申込みください。

## ●講義・演習（2日課程）をオンライン（zoom）で開催

※zoomのシステムを利用し、オンラインで行います。必ず受講者ご本人が把握し、研修を受講できる準備が必要になります。以下の操作が可能な方のお申込みに限ります。

- ・メールの送受信をご本人が可能な方
- ・カメラ・マイク付属のパソコン（スマートフォン不可）の環境がある方
- ・基本的なパソコン操作（入力等）が可能

※グループワークがあるため、事業所で複数名受講する場合でも、1人1台必要です。

## ●申し込み方法について 〈申込は2段階制になっています。〉

- 1、基本情報の申し込み（インターネット上で行ってください）
- 2、申込書および必要書類を事務局まで申込期限内に郵送してください。

**※申込書の様式は、サービス管理責任者用と児童発達支援管理者用が違いますので、ご希望する職種に記入して事務局まで提出してください。また、申込書の記入の方法も前年度と変わっておりますので、様式の見本を参考に記入をお願いいたします。**

（※詳細は要項7を参照してください）

### 1 研修目的

サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。

### 2 実施主体

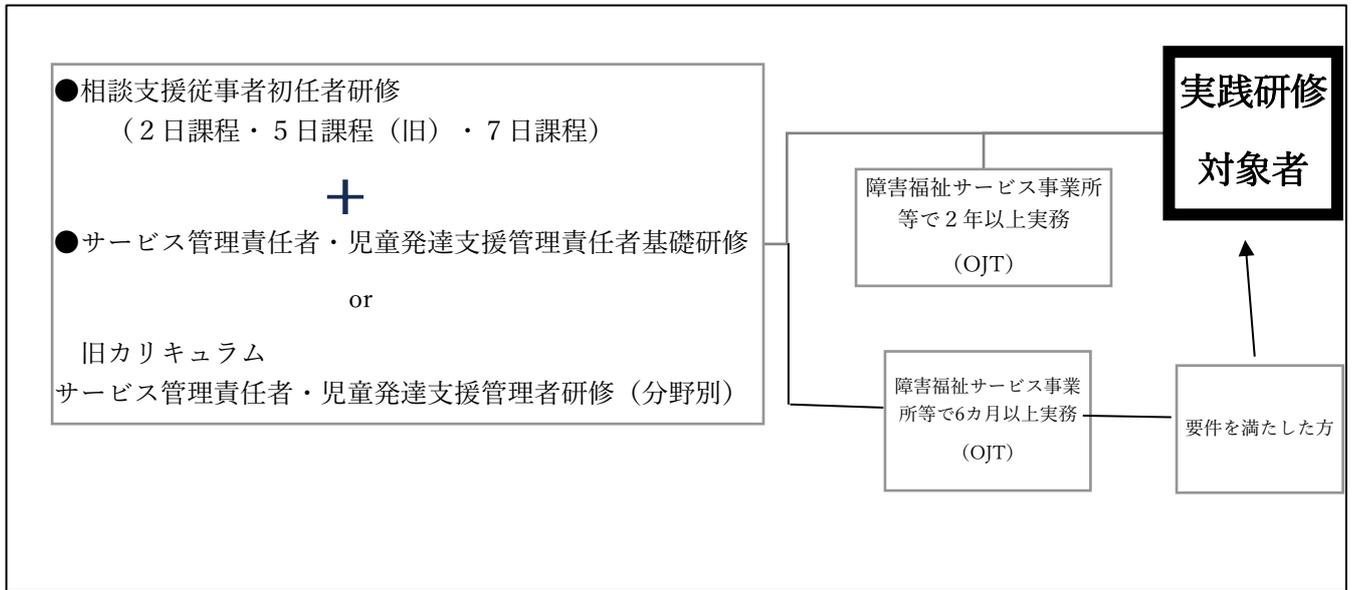
特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

※沖縄県から研修事業者として指定を受け研修を実施します。

### 3 受講対象者

1. 下記に該当する方で、基礎研修等終了後、研修受講前5年間に於いて指定障害福祉サービス事業所等において**通算して2年以上**、相談支援の業務又は直接支援の業務の実務経験がある者。
2. 令和6年度末までに更新研修の受講が間に合わなかった者。

↓お持ちの修了証書から受講した研修・年度を確認してください



### 「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」

(令和5年6月30日付 国通知 障初0630 第7号)(令和5年8月10日付 沖縄県障害福祉課長 子障第511号)

◎実践研修申込時点において、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修を修了し、以下の①～③の要件をすべて満たしている場合は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了後、研修開始日前までの実務経験を例外的に6か月以上とすることができます。

※あくまでも例外の適用です。原則は2年以上の実務経験(OJT)が必要です。

- ①基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務または直接支援業務3～8年)を満たしていること。
- ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成(10回以上)の業務に従事すること。
- ③上記業務について従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

↑申請の方法については沖縄県障害福祉課のHP参照

①～③の要件をすべて満たした方で、6か月以上のOJTを行った方が本研修にお申込が可能です。

③については、**指定権者からの受理メールを研修申込時に添付する必要があります。**

※指定障害福祉サービス事業所等に従事している者を優先します。

※1法人から複数名申込をする場合には、優先順位をつけていただきます。

※個人での申込も可能ですが、法人からの推薦を原則とします。

※沖縄県内の事業所に所属する申込者を優先します。

#### 4 研修課程、および日程

課程	日 程	備 考
接続確認及び説明会	<p>オンライン〈zoom〉の接続確認及び説明会を予定しています。</p> <p>A日程：R8年1月13日（火）12：00～13：00</p> <p>B日程：R8年1月13日（火）17：00～18：00</p> <p>C日程：R8年1月14日（水）12：00～13：00</p> <p>D日程：R8年1月14日（水）17：00～18：00</p> <p>☆上記の日程が厳しい方は事務局へ連絡ください (080-6483-9216)</p>	zoomの接続確認、事前練習を行います。操作等の確認や研修に関する事前説明があります。
2日課程 (講義/演習) zoom	<p>A日程：R8年1月20日（火）～21日（水）開始9:00～終了18：30</p> <p>B日程：R8年1月23日（金）～24日（土）開始9:00～終了18：30</p> <p>C日程：R8年1月29日（木）～30日（金）開始9:00～終了18：30</p> <p>D日程：R8年2月6日（金）～7日（土）開始9:00～終了18：30</p> <p>(*zoom入室開始は、8：45～となっております)</p>	演習もオンライン（zoom）で行います。メールの送受信が可能かつカメラ・マイク付属のパソコン（スマートフォン不可）の環境が必要です。

5 募集定員 300名程度 ※受講申込者多数の場合は選考します。あらかじめご了承ください。

6 受講料 22,000円 【税込】

#### 7 受講申込方法

##### (1) 申込先

・令和7年10月29日（水）10時頃～11月17日（月）申込を開始します。

- 1、おきなわ障がい者相談支援ネットワークのホームページにアクセスし、基本情報の申し込みを行ってください。
- 2、おきなわ障がい者相談支援ネットワークのホームページ「研修案内」より申込書をダウンロードして、必要事項を記入し（裏表有）、相談支援従事者初任者研修およびサビ児管基礎研修の修了証書を添付の上期限内に事務局に郵送してください。

※申込書は、サービス管理責任者用と児童発達支援管理者用の様式が違いますので、希望する職種の様式に記入し、事務局まで提出ください。また、申込書の記入の方法も前年度と変わっておりますので、様式の見本を参考に記入をお願いいたします。

※必ずコピーをとって保管してください。原則申込書の返却はいたしません。

※記入漏れや書類不備の場合は申し込み受けしかねます。

※1と2の両方の申し込みが必要となりますので、ウェブ申込と申込書（郵送）を忘れずにお問い合わせください。

ます。

以下のホームページからお申込みください。

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク URL : <https://www.osn.okinawa/>

**申込期限 インターネット：令和7年11月17日（月）午後5：00**

**申込書：令和7年11月17日（月）消印有効**

## (2) お問い合わせ先

〒901-2316 沖縄県北中城村字安谷屋 1147 番地 3 階

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

TEL : 098-988-7312 FAX : 098-988-7313

メール : kenshu-osn@titan.ocn.ne.jp

## 8 受講者の決定

沖縄県及び那覇市との協議の上、研修実施者の特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワークより文面での受講可否の通知を行います。12月上旬までに受講可否通知が届かなければ、おきなわ障がい者相談支援ネットワークまでご連絡ください。

なお、申込内容を虚偽申告したとみなされる場合、オンライン研修によりご本人ではないと判断された場合は決定を取り消す可能性があります。

## 9 事前課題について

受講決定者には、事前課題の提出を求めます。詳細な内容は決定時の書類に記載します。

## 10 修了証書の授与

研修課程を修了した者に修了証書を交付します。修了証書は紛失しないよう保管してください。

## 11 個人情報の取り扱いについて

受講希望者に係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡・名簿等作成のためにのみを使用し、それ以外の目的には使用しません。(名簿作成後、沖縄県に報告するとともに本法人で保管) 演習前、グループワーク番号を受講者の皆様へメールでお送りします。お名前の表示を希望されない方は事前に事務局にお申し出ください。(表示例) A1オキナワタロウ

## 受講者の皆様へ

演習時に使用する事前課題等について、個人の情報が特定されないよう(名前や病院・施設名等)十分な配慮をお願いします。

## 1 2 研修当日の留意事項

- (1) 研修受講に係る交通費等については受講者負担となります。
- (2) 昼食は各自でご準備ください。
- (3) 研修期間中の欠席者および研修開始から 30 分以上の遅刻者には修了証書は発行できません。その場合でも既に納入頂いた受講料は返還できませんのでご了承ください。
- (4) 研修当日は午前・午後ともに出席を確認します。確認が取れない場合、修了証書を発行できない場合がありますのでご注意ください。
- (5) 次に該当する者は受講を取り消しますのでご注意ください。
  - ①研修の秩序を乱してその実施を妨げ、主催者側の注意にも従わない者
  - ②学習意欲が著しく欠け、主催者側の再三の注意にも関わらず改善されない者  
(例) ア、居眠り・おしゃべりをする  
イ、携帯電話・スマートフォンの使用を続ける  
ウ、研修中に電話で抜け出す  
エ、演習の時間に、その演習に加わろうとしない  
オ、やる気がないと公言する
  - ③オンラインでの研修開催時、移動しながらの受講（車の運転など）やスマートフォンでの参加は認めません。また、長時間お顔が映らない場合も同様です。
- (6) 災害時等により研修が中止もしくは延期になる場合があります。その場合の対応については沖縄県と協議したうえで受講者に通知いたします。
- (7) 研修の動画又は使用する教材及び研修の録画・録音、転用、配信、公開、および SNS への投稿等、研修資料や研修受講用 URL、パスワードの受講者以外の第三者への提供については禁止とさせていただきます。
- (8) 実践研修は、18 時 30 分までの長時間の研修になりますので、事前に事業所等との調整をお願いいたします。

## 1 3 その他

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等の配置要件、事業者指定など制度に関することは、[沖縄県障害福祉サービス事業所等相談窓口（090-8628-6747）](tel:090-8628-6747)にお問い合わせください（那覇市の場合には那覇市のホームページ等をご確認ください）。

※本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として必要な経歴等を証明するものではありませんのでご注意ください。

# サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
		国家資格者※1	有資格者※2 左記以外の者
<p>職員の採用、研修、福祉、就労、教育の分野における実務業務</p> <p>(一) 相談支援の業務</p> <p>日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p>	<p>a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者</p> <p>b 児童相談所、更生相談所(身体・知的)、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者</p> <p>f 病院、診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)</p> <p>(2) 上記a～eの従事者及び従業者としての期間が1年以上</p> <p>(3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者(介護福祉士含む)</p> <p>(4) ※1(国家資格)を有する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	<p>注(国)国家資格を有する業務に従事している者</p> <p>3年以上従事</p>	<p>③</p> <p>5年以上</p>

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを指す。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- (2) 保育士
- (3) 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者(介護福祉士含む)

